

事業報告書

事業の概要

平成18年度の主な事業を以下の通り報告します。

社員の異動状況と受託事件の動向

平成19年5月31日現在の社員の異動状況は、入会社員数が6名、業務廃止社員数が、10名であります。

受託事件数については、昨年と比較して増加しているが、後に述べる独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の承継に伴う所有権移転登記が大半を占めているところであり、通常の受託事件については減少している傾向にあります。

- 1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の権利承継登記について本件の受託事件状況については、本会の機関紙「やしお」の紙面で、報告しているが、受託事件低迷の状況から、13,270筆の業務委託契約をしたが、業務委託契約締結後示された物件データの不備から、嘱託書の物件と、登記記録の不一致を招き、嘱託書の補正事件・取下事件が増加しました。

受託社員の奮闘に感謝し、改めて、事前調査の必要性を痛感しました。

このような状況の中で、契約で納期期限に遅れることが懸念されたが、常任理事・受託社員の献身的な尽力により12,270筆について期限内に納品されましたことは大きな成果であり、社員の尽力に感謝します。

- 2 国土交通省（宇都宮国道工事事務所・湯西川ダム工事事務所）との打ち合わせ
従来の業務委託契約から一般競争（指名競争）参加方式による契約方式変更があり、指名参加入札の対応に苦慮しました。
一般競争（指名競争）に参加するには予め、参加資格が求められ、これらの申請をするのに、別に述べる当協会の法人税の納付証明書が必要になり、3で述べる税の対策を余儀なくされました。

- 3 区画整理地区内の受託・打ち合わせ

福岡土地区画整理組合から宇都宮市今泉町・今泉新町地区内（宇都宮駅東第3）の工事完了に伴う、地役権・抵当権等の付替登記（抹消・再設定）の協議があり、受託事件は依頼を受け処理済であります。

- 4 社員むけの「業務マニュアル」作成について

平成18年度事業計画として掲げた、「業務マニュアル」作成については、総会直後に受託した、独立行政法人日本高速道路保有・債権返済機構の承継登

記の準備及び法人税の対策に時間を費やし、計画倒れになりましたが、計画を継続します。

5 次年度以降の対応

公益法人改革関連法が平成20年12月1日までには効力が生じる

今後、公共嘱託登記司法書士協会が同制度に定める公益性の認定を取得し、組織を継続するには、多くの苦難の道が予想されますが、公共嘱託登記司法書士協会は関係機関の深いご理解と、社員の弛まぬ努力で専門的機能団体として各地域において実績を残してきたところであり、行政機関との深い関わり合いの中で、専門的機能としての司法書士制度を前進させる新たな役割が世間から注目させています。

公共嘱託登記業務に他士業が参入する可能性が取りざたされる中で、関係機関からの信頼性を継続し、公共嘱託登記協会が公益社団法人として残るために社員の皆様の更なるご支援をお願いし、事業報告とさせていただきます。